城西大学・城西短期大学における障がいのある学生の支援に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成 27 年 2 月 24 日閣議決定)に即して、城西大学・城西短期大学(以下「本学」と言う。)における障がいのある学生に対する差別的取扱いの解消を推進し、学習・学生生活を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本理念

本学は、国際連合の「障害者の権利に関する条約」及び我が国の「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に則って、障がいを理由とする差別の解消に取り組むよう努め、障がいのあるなしによって分け隔てをすることなく、互いに人格と個性を尊重し合い学生の多様性を重んじる大学を目指す。

また、全教職員と学生は、障がいについて共に学び、障がいのある学生が他の学生と 平等に教育を受け、教育・研究に参加する機会を確保し、彼らがその能力を最大限発揮 できる環境を整えることに努める。

3. 基本方針

本学は、本ガイドラインの基本理念に従って、支援の指針となる基本方針を以下のよう に定める。

- (1) 学生の個別の意志、選択、自己決定を尊重する。
- (2) 支援の在り方を考えるにあたっては、学生本人を交えて(必要に応じて、保護者 又はそれに代わる支援者も同席して)話し合い、その支援ニーズを尊重する。
- (3) 実施される支援については、学生本人に合理的な説明を行う。
- (4) 全学の関係者が協力して支援を行う。
- (5) 障がいのあるなしに関わらず、全学生に等しく教育・研究の機会を保障する。
- (6) 個人情報の保護を徹底する。
- (7) 支援の情報を学内外に向けて発信する。

4. 定義及び対象

本ガイドラインにおける「障がいのある学生」とは、「障害者基本法」第2条第1号での規定を鑑み、本学に学ぶ全学生のうち「様々な障がいがある者で、その障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生」に該当する者を指す。本ガイドラインが規定する支援の範囲は、入学試験から卒業(修了)までの修学等に関する事項、日常の学生生活に関する事項及び就職・進学支援

に関する事項とする。

本ガイドラインにおける「社会的障壁」とは、「障害者基本法」第2条第2号での規定を鑑み、「障がいのある学生が本学における教育・研究その他学生生活全般を営む上で、 障壁となるような事物、制度、慣行、観念等」を指す。

5. 合理的配慮の提供

- (1)本学は、障がいのある学生から社会的障壁の除去を要する旨の支援の要請があった場合、その実施に伴う負担が過重あるいは他の学生との平等性を著しく欠く場合を除き、障がいのある学生の権利、尊厳、利益を侵害することにならぬよう、社会的障壁を除去するための合理的配慮を提供する。
- (2) 本学は、障がいのある学生に対し合理的配慮を適切かつ円滑に実施するため、本学の施設、制度、体制に関し改善に努める。
- (3) 本学は、障がいのある学生に対して実施する支援の内容について、当該の学生に対し合理的に説明することに努める。

6. 相談体制の確立

(1)本学は、障がいのある学生の所属する各研究科・各学部・別科の教員及び各事務室、 学生支援部(学生サービス課、保健センター、カウンセラー、キャリアサポートセン ター)、支援に当たる関係部署が緊密に連携しその学生の支援を行う。

障がいのある学生又は障がいのある入学希望者とその家族など関係者からの相談を 受け付ける窓口として以下のものを置く。

- 1)各研究科、各学部、別科等、それぞれに所属する教員の中から指名された「障がい学生支援委員」
- 2) 学生支援部(学生サービス課、保健センター、カウンセラー、キャリアサポート センター)、国際課、各学部事務室、入試課
- (2) 障がいのある学生本人が、不当な差別的扱いを受けたと感じた場合において、その相談に応じるための窓口を、下記の通り指定する。
 - 1) 障がい学生支援委員会
 - 2) 学生支援部(学生サービス課、保健センター、カウンセラー)
 - 3) ハラスメント防止委員会
- (3) 障がい学生支援委員会では、障がい学生支援の方策・課題の検討・審議、支援方法 の研究・開発を行い、障がいのある学生の支援に係る全学的な取り組みについて学 長に助言し、また、各部署における支援の実施を推進・支援するとともに、各部署 間の調整を行う。

7. 啓発

- (1) 本学は、全教職員に対し、障がいを理由とする差別の解消と合理的配慮の必要性に 関する理解の促進、また、障がいのある学生が置かれている状況や障がい特性への理 解を促進するため、必要な研修、啓発を行っていくものとする。
- (2) 教職員が、障がいのある学生に対して不当な差別的取り扱いを行った場合、あるい は過度の負担その他正当な理由なく合理的配慮の提供を怠った場合、本学は、当該教 職員に対し研修の受講など適切な対応を命じることとする。

8. 情報公開

本学は、障がいのある学生及び本学への入学希望者等に対して、支援のガイドラインや相談体制、合理的配慮の事例などを、ホームページなどを通じて公開することとする。 障がいのある入学希望者に対しては、入試課および進学を希望する各研究科、各学部、別科が、適切な情報提供を行うよう努める。

9. 学長の責務

本学は、障がいのある学生への差別の解消に努める。

また、障がいのある学生への差別の解消を推進するため、学内に「障がい学生支援委員会」を設置し、障がいのある学生に対し合理的配慮の提供が成されるよう努める。 なお、差別に関する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対処するよう努める。

> 2018年4月1日 城西大学・城西短期大学

2022年11月25日 改訂 2024年4月1日 改訂